

第3章 計画の目指す姿

草加市における地域福祉の基本的な考え方 | 計画の体系 | 基本理念 | 基本方針 | それぞれの役割

1 草加市における地域福祉の基本的な考え方

本計画の策定に先立ち、草加市社会福祉審議会で計画の基本的事項等を議論し、本市における地域福祉推進の視点として、次の3点を整理しました。

1 地域のあり方(目指す地域像)について

私たちが目指す地域とは、一人ひとりが自分を大切にし、自分らしく暮らせる「だれもが自分らしく暮らせる地域」、だれもがお互いに多様性や文化の違いを認めあい、支え手・受け手という関係ではなく助けあいながら、一人ひとりの能力が発揮できる「お互いを認めあえる地域」、地域や個人が抱えている課題をみんなで考え、理解し、支えあえる「みんなで支えあえる地域」です。

2 地域福祉の担い手について

本市では、社会福祉法第4条で地域福祉推進の担い手として定義されている「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を営業者」「社会福祉に関する活動を行う者」に限らず、地域にかかわるあらゆる個人・団体を地域福祉推進の担い手と位置付けます。

担い手の活動を支援し、活動の継続性を確保するためには、「かかわっていくこと」(地域住民等が地域福祉に関する活動に関心を持ち続けること)と、「つながっていくこと」(新たな担い手の育成等の取組について情報共有するなど、担い手同士が連携すること)が重要です。

3 地域福祉活動への参画について

地域にかかわるあらゆる個人・団体が地域福祉推進の担い手であるという、“担い手の多様性”を踏まえ、行政(市)は地域にかかわるあらゆる個人・団体に対して分野・領域を超えた積極的な参加・協働を促します。

併せて、それぞれの担い手が自主性や創意工夫を最大限発揮した上で、地域福祉に関する活動にかかわっていただけるような仕組みづくりを進めます。

2 計画の体系

基本理念

お互いを認めあい、一人ひとりの自立を支えあいながら

暮らしつつげられるまち

※「こ」での自立とは、「自分を大切にし、自分らしくいられること」とします。

基本方針

基本方針1

地域福祉を支える
人づくり

基本方針2

お互いを認め
あい、みんな
で支える
地域づくり

基本方針3

全ての人を
受け止める
支援体制づくり

基本目標

1 支えあいの意識の醸成

2 地域福祉を支える担い手の確保・育成

3 様々な担い手の参画による地域活動の活性化

4 地域の居場所づくり

5 暮らしやすい環境の整備

6 地域安全の促進

7 権利擁護支援の体制整備

8 包括的支援体制の整備

施策

- 1-1 福祉に触れる機会づくり
- 1-2 支えあいの意識づくりに向けた学習機会の充実

- 2-1 新たな地域福祉の担い手の確保
- 2-2 専門的な福祉の担い手の確保・育成

- 3-1 福祉サービス提供事業所・一般企業等の地域参画支援
- 3-2 多様な交流の機会の充実

- 4-1 気軽に参加できる場の提供
- 4-2 孤独や孤立を防ぐ居場所づくりの推進

- 5-1 利便性の高い公共施設・公共交通網の整備
- 5-2 安心して暮らすことのできる環境の整備
- 5-3 分かりやすい情報提供の充実

- 6-1 日常・災害発生時の体制や支援の充実
- 6-2 地域における防犯対策の推進
- 6-3 再犯の防止に向けた取組の推進

- 7-1 成年後見制度の周知・利用促進
- 7-2 虐待の防止と早期発見体制の充実

- 8-1 重層的支援体制整備事業の実施
- 8-2 生活困窮者の自立相談支援の充実
- 8-3 地域課題解決のための支援の充実
- 8-4 身近な福祉相談窓口の設置推進
- 8-5 孤独、孤立を感じている人やケアラーなどへの支援

3 基本理念

本計画の基本理念は、本市が地域福祉計画に基づいた取組を通して実現を目指す地域像を示すものです。本市ではこれまで、平成17年(2005年)3月に策定した「草加市地域福祉計画」で設定した基本理念「自立・共存と支えあいのまちづくり」を目指す地域像と位置付けて、その実現に向けて取組を展開してきました。

社会福祉法に規定する地域福祉推進の理念を踏まえ、本市のこれまでの目指す地域像のあり方を継承し、健康・福祉関連計画の上位理念としての整合性を考慮した上で、「草加市における地域福祉の基本的な考え方」の内容に基づき、基本理念(目指す地域像)を次のとおりとします。

.....

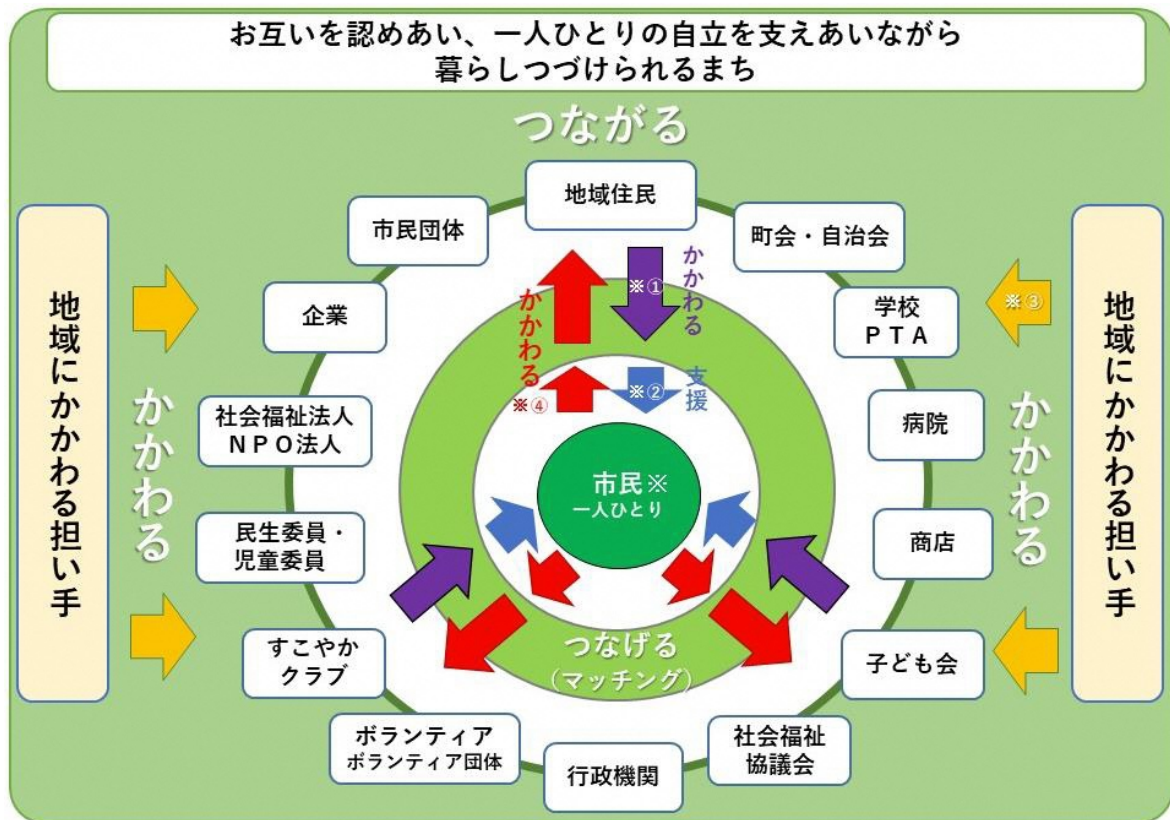
お互いを認めあい、
一人ひとりの自立を支えあいながら
暮らしつづけられるまち

※ここでの自立とは、「自分を大切にし、自分らしくいられること」とします。

.....



地域福祉推進の視点と理念を踏まえ、今後の本市の地域福祉のイメージは次のとおりです。



※市民:草加市に住み、働き、学ぶすべての人や団体、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や団体(草加市みなでまちづくり自治基本条例第2条第1号)

- 「つながる」:担い手が協働して地域福祉活動を行ったり、独自の取組の情報共有をする等、連携すること。
- 「つなげる」:担い手の連携のため、意見交換・情報共有の場づくりをすること。支援を必要とする市民と担い手をマッチングすること。
- 「かかわる」:市民が自分のできる範囲で地域福祉活動にかかわること。担い手が地域福祉に関する支援を行うこと。

【矢印の具体例】

- ※1:担い手が市民とのマッチングの場に参加する
- ※2:マッチングされた担い手が市民を支援する
- ※3:フードバンクが生活困窮者の食料を提供する。団体(企業)が地域福祉に関する助成事業(助成金)を行う。
- ※4:市民が民生委員・児童委員やボランティアに加わる。市民が見守り活動のお手伝いをする。

4 基本方針

本市の地域福祉を取り巻く課題を踏まえ、本計画に基づいて施策を展開する上で柱となる3つの基本方針を設定します。

基本方針 1 地域福祉を支える人づくり

- 世代を問わず市民が地域福祉を身近に感じられるような取組を進め、地域福祉の担い手を増やすことを目指します。
- それぞれのニーズに合った活動環境の整備について検討を行い、地域活動やボランティア活動への参画を促します。

基本方針 2 お互いを認めあい、みんなで支える地域づくり

- 社会的孤立(客観的に見て、家族や地域社会との交流が著しく乏しい状態)を防ぐ観点からも、自分が暮らす地域や近所の人とのつながりを持つことができる居場所等の整備を目指します。
- あらゆる世代、様々な背景を持つ人たちが、住み慣れた地域で安全・安心により良く生活していくため、ユニバーサルデザインを考慮した暮らしやすい環境の整備や、地域における防犯対策、災害発生時の支援の充実を目指します。

基本方針 3 全ての人を受け止める支援体制づくり

- 身近な相談窓口の設置を推進するとともに、身構えずに相談できるようにすること、色々な方法や環境から相談窓口につなげること、そして相談できる体制があることを幅広く周知していきます。
- 誰もが必要な情報にアクセスできるよう、地区の掲示板や回覧板といった昔から使われているツールに加え、ホームページやSNSを活用した情報発信の強化を目指します。

5 それぞれの役割

1 各主体に期待される役割

地域福祉を推進する上では、市のみならず、市民の皆さん、地域の皆さん、草加市社会福祉協議会のそれぞれが役割を担い、協力しあいながら取組を展開することが求められます。

各主体に期待される役割は、次のとおりです。

① 市民(地域住民)の皆さん

日々の生活の中で生じる課題について、まずは自身や家族での解決を試み、解決が難しい場合には周囲の人々と協力したり、適切な相談窓口等での相談によって解決を目指すような行動が期待されます。

また、日頃から隣近所の人との交流を図り、困りごとが生じたり緊急時に協力しあえる関係を築くよう心がけるとともに、地域の一員として主体的に地域福祉活動に関わっていくことが期待されます。

② 地域(地域活動団体、福祉サービス提供事業所、一般企業等)の皆さん

地域では、様々な地域活動団体、福祉サービス提供事業所、一般企業等がそれぞれの組織の特性を活かした多様な活動を展開しています。自らの持つ資源を有効に活用するとともに、技術・サービスの向上に努め、地域貢献を心がけることが期待されます。また、市民や他の団体等との交流を通じて、当事者やその世帯が抱える生活課題を把握し、必要に応じて適切な機関につなぐことが期待されます。

③ 草加市社会福祉協議会

行政(市)と地域福祉の理念を共有し、車の両輪として共に地域福祉を推進していく役割を担っています。

地域福祉活動への市民参加の促進や、福祉ニーズを的確に把握するとともに、関係機関との調整や協力関係を維持・強化する役割などを担っています。地域の課題解決に向けて、市民や地域と連携し、多種多様な取組を行うことが期待されます。

④行政(市)

市民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を効果的・効率的、かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に実施する役割を担っています。

市民や地域、草加市社会福祉協議会の様々な活動を支援し、地域福祉を推進するための基盤整備を進めることが期待されます。また、制度の狭間、サービスにつながらない課題、複合的な課題などに対し、関係機関等と連携し、包括的な支援体制を構築・提供することが期待されます。

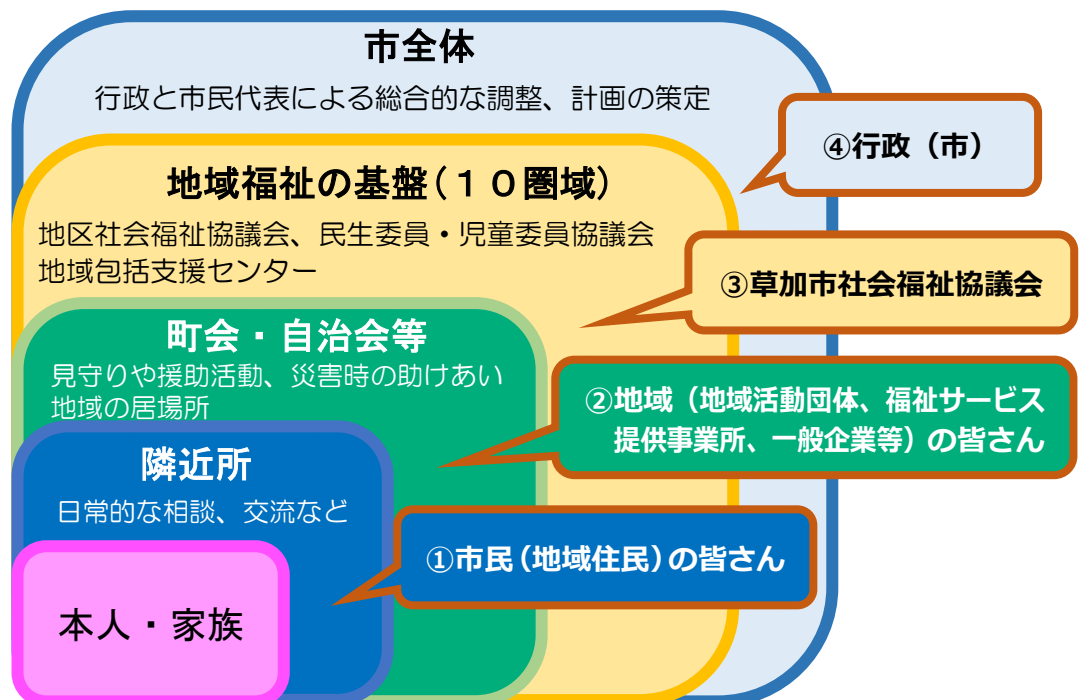
2 地域福祉の活動基盤

本市では、令和3年度(2021年度)より総合振興計画のコミュニティの基礎単位である10圏域を地域福祉の基盤として、取組を展開しています。

この10圏域には、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、地域包括支援センターがそれぞれ設置されています。

本計画においても、引き続きこの10圏域を地域福祉の基盤として、取組を推進していきます。

<地域福祉の活動基盤のイメージ>



● 本市における地域福祉の基盤（10の圏域）



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

